

熱中症関係省庁連絡会議 運営要綱

平成19年12月21日

1 目的

熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知、地域の実情に応じた対策を推進するため、関係省庁の緊密な連携を確保し、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策を検討し、情報交換を行うため、関係省庁で構成する熱中症関係省庁連絡会議（以下、「連絡会議」という）を設置する。

2 検討事項

連絡会議は、以下の事項について連絡検討を行う。

- (1) 热中症対策の推進
- (2) 热中症対策関連情報の充実
- (3) その他

3 連絡会議構成員

連絡会議の構成員については、消防庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁、環境省の担当課室長により構成する。

4 幹事

連絡会議の幹事は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課において行う。

5 その他

- ・ 連絡会議の運営に必要な事項は構成員の合議で決定する。
- ・ 連絡会議は、非公開とする。連絡会議の資料については、特に非公開とされたものを除き、会合後に公開する。連絡会議の議事要旨についても、これを公開する。
- ・ 連絡会議は、連絡会議の構成員からの要請等により、適宜開催する。